

議案第57号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市市営住宅設置及び管理条例（平成16年養父市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「満年齢の合計が70以下である夫婦」を「夫婦の満年齢がそれぞれ39歳以下であるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第57号 養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(若者向け住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第7条の2 市営住宅を若者向け住宅に改修した住宅の入居者は、第6条に規定する入居者の資格を有し、かつ、入居申込日において、<u>満年齢の合計が70以下である夫婦及びそれらの親族とする。</u></p>	<p>(若者向け住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第7条の2 市営住宅を若者向け住宅に改修した住宅の入居者は、第6条に規定する入居者の資格を有し、かつ、入居申込日において、<u>夫婦の満年齢がそれぞれ39歳以下であるもの及びそれらの親族とする。</u></p>